

第 2 0 回京 都 市 人 権 文 化 推 進 懇 話 会

日 時 平成 2 7 年 1 月 2 7 日 (木)
午前 1 時 3 0 分～午後 3 時 2 5 分
場 所 職員会館かもがわ 大会議室

○吉川市民生活部長

皆様こんにちは。それでは、只今から第20回人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

司会を務めさせていただきます市民生活部長の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、当懇話会は、公開とさせていただいております。既にお入りいただいておりますが、市民の方の傍聴がございますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、本日は、ケーブルテレビのJ：COM様の取材がございます。撮影につきましては、会議の進行に支障がないよう御配慮をお願い申し上げます。

なお、放送につきましては、本日の夜の7時58分から8時28分の「関西TODAY」の中で1分程度紹介されるということでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、京都市を代表いたしまして、平竹文化市民局長から御挨拶を申し上げます。

1 挨拶

○平竹文化市民局長

本日は大変お忙しい中、第20回を数えます人権文化推進懇話会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。おかげさまをもちまして、本年度は、次期の人権文化推進計画を策定するということで、何度も開かせていただいておりますし、部会を含めますと、本当に先生方には何度も何度も集まらせていただいて、議論を重ねていただきました。そのおかげさまをもちまして、随分と立派な計画案ができているものと思っております。

私どもとしましては、1つは時代に合ったものにしていかないといけないということと、2つ目は、市民の皆さんにとって本当に使えるようなものであってほしいと思っております。また、3つ目としては、京都という言葉を、例えば大阪とか神戸と変えても、全くそのまま通じるというものではなくて、京都らしい、あるいは、京都市民にとって本当に自分たちの計画だと思えるようなものにしたいということもあって、事務局としても努力を重ねてまいりましたが、本当に先生方の熱心な御議論で、ここまでまとめ上げることができてまいりました。

後で御説明等をさせていただきますけれども、11月から12月にかけて、パブリックコメントを実施いたしまして、市民の方々からの御意見をいただいておりますし、市の常任委員会にも2回提案をさせていただいて、市会での審議をいただいたものを最

最終的に今の段階でまとさせていただいたものでございます。

本日は、限られた時間ではございますけれども、こういった形で最終案とさせていただきますので、忌憚のない御意見をいただいて、直すべきところがあれば、訂正等も含めて考えてまいりたいと思いますし、これをもって一応懇話会での議論としては最終というふうな形にさせていただいて、来年度始まれば、直ちにこの計画を実施に移せるような形で進めてまいりたいと考えておりますので、本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○吉川市民生活部長

それでは、以下の議事進行につきましては、安藤座長をお願いを申し上げます。

安藤先生、よろしくお願いいたします。

○安藤座長

皆さん、こんにちは。

先ほど局長の御挨拶にありましたように、特に大学関係者は、3月に向けて、1月、2月は、忙しい、いろんな行事、それから試験が入りますので、そういう時期なんですけれども、市民の方を含めてお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今年は、暖冬という予想がなされていたにもかかわらず、私など、暖冬どころか、正月から大雪が降って、山に住んでおりますので、道路に到着するまでに、家の前の雪かきで大分しんどい思いをしました。その後も暖かくなったり、寒くなったり。年をとりますと、特に私は、昨年8月に胃の摘出手術をやりましたので、筋肉が減って、痩せるとやっぱり寒さはこたえるんですね。そういうこともありますけれども。

今日は、先ほど御説明があったように、我々部会でまとめたものをパブコメ等々のいろんな修正案が入りまして、それを今日は全体会議で確認するという順序でございます。

それでは、事務局から配付資料の確認と説明をお願いします。

2 議題

○吉川市民生活部長

それでは、資料の確認をさせていただきます。

議題1の資料として、資料1「次期京都市人権文化推進計画に係る市民意見募集の結果について」、資料2「市民意見の要旨と御意見に対する本市の考え方」という資料がございます。議題2の資料としまして、資料3「前回懇話会での意見及び市民意見の次期計画最終（案）への反映」、資料4「次期計画最終（案）・概要版」、資料5「次期計画（最終案）」という資料がございます。

それでは、議題の説明に移らせていただきます。

まず、議題１は、「次期京都市人権文化推進計画に係る市民意見募集の結果について」でございます。

１１月１７日から１２月１８日まで実施しました次期計画中間まとめ案に対する市民意見募集の結果及び市民意見の要旨と御意見に対する本市の考え方に関する資料を用意しております。

議題２は、次期計画最終（案）についてでございます。

前回懇話会での意見及び市民意見の次期計画最終（案）への主な反映箇所をまとめたもの及び次期計画最終（案）の概要版及び本冊の資料を用意しております。

本日の懇話会が次期計画最終（案）について、御確認いただく最終の場となりますのでよろしくお願いいたします。

資料の確認と議題の説明は以上でございます。

○安藤座長

ありがとうございます。

それでは、内容の説明をお願いします。

（１）次期京都市人権文化推進計画にかかる市民意見募集の結果について

○東課長（人権文化推進課）

それでは、議題（１）次期計画に係る市民意見募集の結果につきまして御説明させていただきます。資料１を御覧ください。

市民意見の募集期間につきましては、昨年１１月１８日から１２月１７日までの１箇月間行いました。

「２ 御意見数」につきましては、６３の市民、団体の皆様から合わせまして１２４件の御意見をいただきました。

「３ 御意見をいただいた方の属性」につきましては記載のとおりですが、幅広い年齢層から御意見がいただけたものと考えております。

「４ 御意見の内訳」につきましては、最終案の構成に合わせて意見をまとめております。表の左側の番号で申しますと、３番の第２章「各重要課題について」に対する御意見が８２件と最も多く、意見全体の約３分の２を占めております。

また、４番の第３章「人権施策の推進」の教育・啓発には１３件、１番の計画全体については１２件と多くの意見をいただいております。

以上が概要でございます。

次に、資料２を御覧ください。

市民意見の要旨と御意見に対する本市の考え方についてまとめたものでございます。一覧表の左側に市民意見の要旨を、右側に本市の考え方を記載しております。なお、同じ趣旨の御意見につきましては、本市の考え方を一括して記載させていただいております。

す。

ここでは、時間の関係上、主なものについてのみ御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、計画全体につきましては、5番の御意見ですが、様々な分野にわたって、人権推進の視点から描かれていてよい、7番の御意見ですが、大変わかりやすく、人権問題を身近なものに感じてもらえると期待しているなど、肯定的な御意見を多くいただきました。

2ページをお開きください。第1章「基本的な考え方」につきましては、14番ですが、基本理念に共感するなどの御意見をいただきました。

その下の第2章、各重要課題につきましては、施策の充実などを求める意見を多くいただきました。各施策に取り組む中で参考とさせていただきたいと考えております。

特徴的なものとしては、16番、17番の御意見ですが、今回新たに設けました相談機関を紹介する「こんな場合どうすれば…」というコーナーにつきまして、わかりやすくよい、一覧表があればより便利ではないかという御意見があり、相談機関への情報提供の周知をなお一層進めてまいりたいと考えております。

次に3ページの下ですが、障害者の人権尊重に関しまして、30番、31番では、障害者権利条約や障害者基本法などに準じて明確に表現をしたほうがよいというような具体的な御意見をいただきました。これを踏まえまして、計画に修正を加えております。

御意見を踏まえまして修正をした箇所につきましては、後ほど議題2の中で御説明させていただきます。

少し飛びまして5ページをお開きください。中ほどの外国籍市民等の人権尊重につきまして、45番から47番ですが、ヘイトスピーチに関連しての御意見をいただきました。右の欄の本市の考え方としまして、関係機関等と緊密に連携し、適切に対応するとともに、差別を許さない意識啓発・人づくりを進めていくこととしております。

7ページをお開きください。中ほどの、今回新たに項目を立てました高度情報化社会における人権尊重につきましては、主に、インターネットを利用した情報発信による人権侵害の危険性やデメリットなどについて周知していくべきとの御意見をいただきました。今後とも正しい理解と認識を広げるための取組が必要であると考えております。

その下の様々な課題の中に掲げています(LGBT等の性的少数者)につきましては、LGBT等の性的少数者に対する対応、支援や市民に対する啓発に取り組んでもらいたいなどの御意見を多数いただきました。様々な課題に掲げています項目につきましても、今後とも積極的に教育・啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、9ページをお開きください。第3章「人権施策の推進」の教育・啓発についてでございます。

教育・啓発の重要性や、啓発事業への具体的な提案などの御意見をいただきました。例えば一番下の91番ですが、世代別に対象を分けた啓発事業や、若い人が参加しやすい事業などを考えてほしいなどの御意見をいただきました。今後、啓発事業などに取り

組む中で参考としてまいりたいと考えております。

10ページをお開きください。中ほどの第3章「人権施策の推進」の相談・救済についてでございます。

97番、98番では、人権擁護委員の取組をもっと周知してほしいという御意見がありました。地方法務局とも連携して、周知や活動充実に取り組んでまいりたいと考えております。

11ページを御覧ください。第4章「計画の推進」につきましては、職員への研修や、計画の着実な推進に対する御意見をいただきました。計画策定後には、計画に記載した事項をしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、次期計画に係る市民意見募集の結果の概要についてでございます。よろしく申し上げます。

○安藤座長

ただいまの御説明、以上のとおりですけれども、御質問ございませんか。

○表委員

この結果は、どのように広報されているのでしょうか。

○東課長（人権文化推進課）

現在、この計画自体の策定を2月下旬に予定しており、策定の広報発表とあわせて、京都市のホームページにこの内容を掲載して、市民の方にお知らせしていこうと考えております。

○安藤座長

ありがとうございます。ほかに御質問ありましたら御遠慮なく。どうぞ。

○直野委員

京都市のパブコメとしては、件数は多いほうですかね。

○東課長（人権文化推進課）

いろいろなパブコメがあるんですけども、100件を超えるほうが多いかなという印象です。

○直野委員

大体少ないですね。基本的にはパブコメ、反映されないというか、あまり関心を持たれない。

○東課長（人権文化推進課）

計画によっては、200、300と集まるときもあるのですが、今回、63人の方から124件という状況なんですけど、10年前に現在の計画をつくりましたときには31人の方から48件の御意見ということでしたので、それに比べると倍以上今回はいただけたのかなと思っております。

○直野委員

比較的関心は高いと、その辺の評価はどうですか。

○東課長（人権文化推進課）

前回よりは幅広くいただけたかなと考えています。

○安藤座長

ありがとうございます。人権、特に一般的なものになると、どうしても意見が限られますし、その意見の出る項目も限られますので、まあまあのところじゃないかと私は思いますけれども。

ほかに御質問あれば、どうぞ御遠慮なく。

○木下委員

市民意見の中の11番というのがあるんですけども、この計画案を見る限り、特定勢力云々と書いてあるんですがね。これは、この計画案と、ここでおっしゃっていることは、どのように理解したらいいのかなと思うんですが。

○東課長（人権文化推進課）

御意見は、特定の方々に対して優遇的な施策をしている場合があるのではないかと、そういうことはよくないのではないかという趣旨かと思えますけども、同様の御意見としまして、6ページですが、52番ですと、ニューカマーにとって不便も不都合もあるだろうが、日本国民以上に優遇する配慮は不要であるですとか、53では、少数者が差別を喧伝することで結果として特権を享受し、というような御意見がありました。

○安藤座長

難しいですね。特に、少数意見というか、少数者が誰であるかというのを決めるのは、非常に難しいので。例えば私、国際委員会に出ておりましたときに、少数者を定義しろと。数の上では、女性は男性よりも多いわけです。これは、世界的に、どの文化圏でもそういうことで。ただ、それでは、女性が多数かということ、社会的には、やっぱり、伝統的に男のほう意見を出せる位置にあるものが多いので、それを入れると、男性のほうが多数、女性はむしろ少数者ではないかと。ですから、絶対的な数の基準を除くと、何を基準に持ってくるかによって、誰が多数者であり、誰が少数者であるかが決まると、そういうことで、結局、全体として少数者を定義することはできませんでした。

ですから、この方のおっしゃる少数者優遇というのも、テーマによって少数者が変わりますから、彼らが多数者よりも優遇されているのではないかといても、その内容も変わるので、全体的にお答えいただくのは難しい。個別の問題に入りましたら、そこで言われている少数者は、少数者であるがゆえに優遇されるのはおかしいという御指摘の意味もよりはっきりしてくると思いますので、また、そこで御要望がありましたら、指摘していただいたらどうかと思います。

ほかにございませんか。

○石元委員

件数のことについてです。件数という欄があって、それぞれ1件、1件となっているのですが、LGBTのところだけ、4件、9件となっています。ほかのところは、全部

1件ずつなんですが、これは特に何か意味があるのでしょうか。例えば、全く同じ内容のことを言っている人がたくさん出てきたとか、そういったことがあったのでしょうか。

○東課長（人権文化推進課）

今回、LGBTに関しまして、非常に多く御意見いただきまして、件数でいきますと22件いただいたんですけども、その多くがメールを使って、一、二行で御意見をいただいたという方が非常に多くて、その中で、例えば70番の相談窓口の強化とか広報という御意見に含まれているのが9件あったということで今回まとめさせていただいております。

○安藤座長

市のほうとしては特に規制をかけておられないので、とりわけ新しい主張をするグループの方が相互に連絡をとり合って、同じような意見を個別に出されるという可能性はかなりあると思います。ですから、絶対数だけでもって、それが市民の多数意見であるというふうに決めるのは難しいんじゃないかと思います。

ほかに御質問はございませんか。

今日は、意見募集の結果を聞いて、それを踏まえて最終案を確認すると、我々の仕事は2つだけですので、時間は十分以上にあると思いますから、どうぞ細かい点でも御遠慮なく御質問を、資料1、2、いずれについてでも結構です。

京都地裁、最高裁まで行って固まりましたけれども、ヘイトスピーチは、言葉が日本語ではないし、比較的注目を引いて、特にカレント・トピックスの性格が強いので、幾つか意見が出ておるんですけども、もし御意見があれば、いろいろお伺いしたいと思います。

ヘイトスピーチの概念そのものは、非常に広いので、昔から欧米で言われているユダヤ人に対する偏見、あるいはジプシー、今はロマと言いますが、そういうグループに対する偏見、これは、いろんな社会でいろんな形であるんですけども、日本の場合はさしずめ、特に北朝鮮出身者、あるいは、朝鮮半島全体に対するヘイトスピーチが目立つのですけれども、逆に考えれば、北朝鮮の場合、日本人の拉致問題に、これは国家の政策としてやったということを金正日もはっきり小泉首相に、口頭ではあっても、伝えていましたし、その結果、被害者が出ている。しかも、その家族に対する対応があまり誠実とは言えない。そのことに対する不信。それから、国民が餓死する、餓死者が出るような状況にありながら、アメリカに対抗して核兵器を開発する。ですから、御承知だと思いますけども、国連の総会では、圧倒的多数でもって北朝鮮のリーダーを国際刑事裁判所、人類に対する罪というか、そういうものを伝えろと。国際社会の圧倒的意向というものは、決議に反映されておるわけでございます。

さらに、最近ではインターネットの妨害というか、こういう問題も起こっております。ですから、日本全体として北朝鮮に対する不信とか懸念が根底にはあるわけで、オープンには言わないけれども。ですから、在特会のやっていることは、私は決して正しいと

は思いませんが、実はそういう素地があるので、インターネット上である程度の反響が出るというのは、そういった社会的な、多数かどうかはわからないけれども、そういった懸念があるということが1つの理由になっているかと思います。

ですから、ヘイトスピーチをどういう広がりでどういうふうに見ていくかというのは、それ自体難しい問題なんですけれども、カレント・トピックスとしてここで取り上げていただいたのであろうと思います。

ほかに御質問はないでしょうか。

御質問がないようでしたら、この議題1については、一応これで終了ということで、次に、議題2の御説明をお願いします。

(2) 次期計画最終(案)について

○東課長(人権文化推進課)

それでは、議題2の次期計画最終(案)につきまして御説明させていただきます。資料のほうですが、資料3、それと資料5を御覧ください。

資料3は、前回10月23日の懇話会でいただきました御意見、それと、今回の市民意見募集でいただきました御意見を踏まえまして、計画案に反映させた箇所を最終案のページ順にまとめております。

資料5は、計画(最終案)となるものです。懇話会でいただいた御意見を踏まえて、反映させた箇所につきましては、網かけで示しておりまして、市民意見の結果を踏まえまして反映させた箇所には下線を引いております。

まず、資料3の最初の意見ですが、あわせて資料5の計画(最終案)の1ページを御覧ください。

1番の御意見ですが、人権の基本的な考え方の中にあります(3)の「人権の普遍性と日常性」につきまして、懇話会におきまして、「人権をほとんど意識することがない人々」という表現になっておりましたが、この言葉は否定的な意味でとれる、違和感があるとの御意見をいただきました。御意見を踏まえまして、網かけの部分ですが、「人権を意識せずに日常生活を送っている人々」と表現を修正いたしました。

次に、最終案では3ページになりますが、基本理念の最初の冒頭の部分、キャッチフレーズについてでございます。懇話会で非常に多くの御意見をいただきました。前回、懇話会でお示ししました当初の案は、3行ございまして、「ひとが輝き、やさしさあふれる、人権文化の息づくまち・京都を、みんながつながり、みんなでつくる」というちょっと長目のものでありました。これにつきまして、懇話会の中で、キャッチフレーズが長過ぎてインパクトが薄い。また、「みんながつながる」という言葉はプレッシャーに感じる人もいるので、「ひとりひとりがつながる」としてはどうかなどの御意見をいただきました。

御意見を踏まえまして、この部分ですが、表記のとおり、「ひとがつながり みんなでつくる やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都」と変更いたしました。

次に、最終案では8ページになりますが、「子どもを共に育む社会づくり」についてでございます。中ほどの網かけの部分でございます。懇話会におきまして、家族観が多様化してきているので、ひとり親家庭への支援を課題として記載できないか。また、様々な課題のひとり親家庭の部分の記載内容をこの「子どもを共に育む社会づくり」のところに記載してはどうかとの御意見をいただきました。

御意見を踏まえまして、1番の「主な課題」のところに、ひとり親家庭における子育ての課題や子どもの貧困の問題、また、支援の必要性などについて記載を行いました。

次に、最終案では15ページになりますが、障害者の人権尊重についてでございます。市民意見としまして、「障害者の権利について、改正障害者基本法、障害者差別解消法などに準じた表現等とすべきではないか」との御意見を踏まえまして、「2 今後の施策の在り方」のリードの文章を修正しております。

次の御意見は、最終案では17ページになりますが、上の下線の部分でございます。「障害者差別解消法等の趣旨に沿い、市民等からの意見聴取や市民等との連携を具体的に記載してほしい」との市民意見がございました。御意見を踏まえまして、「今後の施策の在り方」の中で、（共生社会の実現に向けたネットワークの充実）の項目を追加で記載しております。

次に、同和問題の改善のための取組についてでございます。最終計画案では19ページの一番下の部分でございます。

市民意見で、相談機関を紹介する「こんな場合どうすれば…」のコーナーにつきまして、同和問題に関する人権侵害を受けた場合などの相談先の記載が必要ではないかとの御意見をいただき、人権擁護委員によります人権相談を相談先として記載をいたしました。

次に、資料3では2ページになります。最終計画案では21ページになります。

「多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重」について、懇話会におきまして、最終案の中ほどの生活支援の2つ目の丸のところの表現についてですが、「高齢者・障害者に限定したものとなっているが、若い外国人も含めた表現にすべきである」との御意見を踏まえまして、外国籍の高齢者や障害のある方「等」と、「等」をつけまして限定していない意味で修正を加えております。

同じく外国籍市民のところ、生活支援の1つ目の丸ですが、「日本の理解が十分でない児童・生徒」の表現につきまして、「日本語の理解が」とすべきではないかという御意見をいただきまして、表現を修正しております。

また、下の（多文化共生の地域づくり）の中の2つ目の丸ですが、「差別を許さない多文化を尊重する意識啓発・人づくりの推進」とあるが、「多文化を尊重し、差別を許さない意識啓発・人づくりの推進」とすべきではないかとの市民からの御意見をいた

きましたので、こちらのほうも御意見を踏まえて修正をしております。

同じく外国籍市民につきましてですが、最終案では22ページになります。

懇話会におきまして、「こんな場合どうすれば…」のところに、行政機関における手続の際の通訳派遣等も記載したほうがよいとの御意見をいただきました。御意見を踏まえまして、医療サービスを受ける際や、行政機関における手続の際の通訳派遣等も行っている旨を記載しました。

また、あわせて、京都府国際センターでの相談についても追加で記載を入れました。

その下ですが、市民意見で「ヘイトスピーチの定義が曖昧である」との御意見を踏まえまして、用語説明を記載しました。この用語説明につきましては、このほかにも「重要課題」の各項目の最後のところでそれぞれ適宜入れております。前回から追加した部分となっております。

次に、「安心して働き続けられる職場づくり」についてです。最終案では27ページになります。

懇話会での御意見としまして、職場での嫌がらせとしてマタニティ・ハラスメントの記載を追加したほうがよいとの御意見をいただきました。御意見を踏まえまして、「主な課題」の中に、マタニティ・ハラスメントも問題となっている旨の記載を追加いたしました。

次に、最終案では30ページになります。高度情報化社会における人権尊重についてでございます。

懇話会におきまして、「こんな場合どうすれば…」の回答のところで、「法務局に御相談ください」とあるが、最近の社会状況を踏まえ、もう少し踏み込んだ表現にすべきであるという御意見をいただきました。

またあわせて、「子どもを共に育む社会づくり」の「こんな場合どうすれば…」のところに記載されているいじめ相談24時間ホットラインの内容を再掲すればよいではないかとの具体的な御提案もいただきました。

これを踏まえまして、子どもがネットいじめを受けている場合の対応方法について、いじめ相談24時間ホットラインの内容をベースに相談先の記載を追加いたしました。

次に、31ページになりますが、「様々な課題」の中の（東日本大震災に起因する人権問題）についてです。

市民意見で「東日本大震災に限定せずに災害という大きな枠組みで取り扱うべきである」との御意見をいただき、この御意見を踏まえまして、表題を「東日本大震災等に起因する」と「等」を入れ、文面のほうでも、「様々な災害における被災者への支援や施策は、人権尊重の理念を基調としながら進める必要がある」旨を記載いたしました。

次に、33ページになりますが、第3章の人権教育の中の学校等における人権教育の中の（イ）学校の部分についてでございます。

懇話会におきまして、「人権は一人一人の問題であり、大事な権利であるということ

を若者に教える必要があることを記載すべきではないか」との御意見をいただきました。これにつきましては、具体的な取組項目の3つ目におきまして、「子どもたちが身近な問題として人権について理解・認識を深め」ということで、「身近な問題として」という部分を追加で入れさせていただきました。

懇話会と市民の皆様からの御意見を踏まえまして、修正を行った箇所は以上でございます。

ここであわせて、資料5の計画（最終案）について、少し補足説明をさせていただきます。

今回、最終の計画案の冊子ということで、資料編を後ろのほうに追加しております。41ページ以降になりますが、資料編の中身としまして、まず43ページを御覧ください。

43ページは、計画の策定経過ということで、この懇話会、また、検討部会の開催日程等をまとめております。

次に、44ページですが、こちらのほうではこの懇話会の委員の皆様の名簿、それから下にパブリックコメント、市民意見募集の概要をつけております。

45ページからは、一昨年に実施しました人権に関する市民意識調査の結果の概要をこの計画策定に当たっての基礎資料ということで掲載しております。

48ページ以降につきましては、「人権を巡るこれまでの動向」につきまして、掲載しております。

最初に、人権全般に関することにつきまして、（1）国内外の動向、（2）これまでの京都市の取組を述べております。

続いて、50ページ以降は、各重要課題ごとにそれぞれ国内外の動向、京都市のこれまでの取組につきまして、それぞれ順番に掲載しております。

以上が、計画の構成となります。

最後に、別で資料4という2枚もののホチキスどめのものを御覧ください。これは、計画の概要版として考えているものでございます。

この計画のポイントを概要版として4ページにまとめたものでございまして、市民への周知などに活用していこうと考えております。参考に御覧いただけたらと思います。

以上、計画の最終案について御説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○安藤座長

ありがとうございます。

部会の意見も、それから、パブコメで市民から寄せていただいた、双方をわかりやすい形で資料の中に入れていただきましたので、ただいまの御説明は御理解いただけたかと思います。もし何か質問がありましたら、御自由をお願いします。

○石元委員

質問ではないのですが、表示の仕方のことで、6ページです。6ページの用語説明のところで、セクシャルハラスメント、セクシャルになっているんですが、本文は、例えば5ページのDV対策のところの2番目の丸のように、セクシュアルハラスメントですね。ここだけがセクシャルなので、セクシュアルに統一してはということと、それから、もう1点お聞きしたいんですけど、数字が全部全角になっているんですね。例えば、特に構成比の表示の場合、46ページ、例えば31.3%とか33.9%という、小数点のところが全角なので、1字分あくんですね。全角で表示すると決まっているのかどうかというのが私はよくわからないんですが、半角でしたほうが読みやすいように思います。西暦もそうですね。例えば2行にまたがるときに、半角だと変に空いてしまったりするのを防ぐためかなとも思うんですが。それから、英文が出てくるところがあちこちありますけども、例えば30ページですね。30ページの用語説明のところ、SNS、これなんかも半角に、Social Networkingというところですね。半角にしたほうが、やっぱり、読みやすいかなと思いました。全角にするという決まりがあれば、それでいいんですけど、半角のほうが読みやすいのではないかと思います。

それから、細かいことですけど、ちょっと前後しますけども、57ページの下から7行目になるのですが、「平成24（2012）」のこの後、「年」が抜けてました。

以上です。

○表委員

48ページのところに幾つか、先生がおっしゃるように、西暦が2行にわたっています。下から15行目の右のところが。何か文章の書き方があるのかもしれませんが。

○石元委員

最近のだと、うまく字間が均等になって、昔のワープロの場合だったら、半角の場合、変に空いたりしておかしかったですけど、今はうまくいくんじゃないですかね。

○直野委員

これ、冊子にされるとき、印刷屋さんかどこかでするんでしょう。そのときに多分調整すると思うんです。

ただ、京都市の表記でいいますと、読点がコンマになるんです。京都府は普通の読点「、」なんです。正式にはコンマのほうが正しいと言われますね。これは、府と市と話をすり合わせるときに大変なんです。京都市はコンマにこだわる。でも、この表記の調整は、多分印刷屋さんですると思います。

○東課長（人権文化推進課）

細かい点まで御覧いただきまして、ありがとうございます。セクシュアルハラスメント、ちょっと表記が間違っておりまして、ありがとうございます。それから、数字の部分、それから英文、半角にしてはどうかということですが、基本的には全角というのを

使わせていただいておりますけれども、今、直野先生から御指摘があったように、印刷する際には、業者に版下をつくってもらうことにしていますので、見やすいように調整してもらいたいと思っております。

それから、読点につきましては、おっしゃるように、京都市はコンマを使っておりまして、そういう形でこの文書もつくっているところでございます。

○安藤座長

問題は、読む人が抵抗なく、正しく読めるということが大事なので、印刷の際もその点十分御指示いただいて、お願いします。

○安保委員

国内外の動向、48ページ以降のところ、虐待防止法の関係が抜けているんじゃないか、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法が、多分2005年ぐらいですので、人権の課題には、虐待防止は大きなところなので、重要課題のところには、虐待防止を書いていたいただいているのですが、法改正のところで虐待防止法関連の記載がないので、入れていただければと思います。

○安藤座長

ありがとうございます。市のほう、わかりますか？

○東課長（人権文化推進課）

48ページ以降のところでございますね。

○安保委員

DV法、法の改正とか書かれるのであれば、やっぱり、虐待防止も、高齢者、障害者も書いていただかないと。児童虐待防止法、2000年の最終の改正のときとかも書いてもらったほうが、抜けているかなと思うので。

○東課長（人権文化推進課）

わかりました。その点、追加で入れさせていただきます。

○重野委員

21ページの生活支援のところなんですが、御意見で、日本語の理解が十分ではない児童生徒を日本語の理解がというほうがわかりやすいのではないかという御指摘を受けて、修正をいただいているのですが、とてもよくなったと思うんですけども、もう少し、言語だけではなくて、文化的差異についても少し触れたほうがいいのかと感じました。児童生徒、それから保護者ということで、子育て支援というふうに書いてありますので、特に子育て等では文化的な差異で戸惑う方も多いので、少し文化という言葉を含めたらいいのではないかなというふうに思いました。

○安藤座長

ありがとうございます。わかります？

○東課長（人権文化推進課）

21ページの（生活支援）の1つ目の丸のところ、**「日本語の理解が十分でない児**

童・生徒に対する教育・子育て支援の充実」というところですね。

○重野委員

そうですね。言語だけではなく、文化的差異も違いがあって、特に文化的な背景がはっきりと出る子育てとかでも、かなり戸惑う方も多いので、言語だけに特化せずに、文化という項目もこの文章の中に入れてはどうかということですね。

○岩渕委員

もともとの表記が、日本だったんですね。その日本という言葉の意味の中に、そういったものが網羅されて、日本と書かれておったと思うんですよ。したがって、それを日本語に絞ったために、それ以外の部分は抜け落ちたのではないかなと。

○重野委員

はい。狭くなって、わかりやすくなったんですけど、ちょっとその中に入っていたものが抜けたかなと。

○東課長（人権文化推進課）

例えば、「日本語や日本の文化」という風にですかね。

○重野委員

日本の文化ではなくて、文化の範囲が違うので、国によって。そういったところで、生活支援という部分ですので、生活は言語だけではなくて、文化的な要素も入りますので、文化というのが入るともっといいのかなと思いました。入れ方の問題かもしれません。

どこの軸から書くかなんですけど、日本からの軸で書くとそうなっちゃうんですけど。違いがあることに対して、フォローしていただきたいというだけなので。例えば、子育てですと、いぬの日に腹巻を巻くとかそういったことも、外国人にとっては全然わからない習慣だったりしますので、では、それはわかればいいかということ、違いがわかるというのを紹介していただくと、理解できるというのはあるんですけど、急に言われてもわからなかったりということが、こういった子育てとか生活スタイルの中でよくあることですので、伝えるということとか理解していただくということのも大事なのかなと思います。ちょっと言語がわかれば全てわかるというニュアンスなので、言語でわからない部分もあるので、その部分の支援というのを入れてほしいなという希望です。

○阿嘉課長（国際化推進室）

国際化推進室です。

京都市の国際化推進プランでも、文化、言語の相違に配慮したというような文言を入れておりますので、それに準じて表現を修正させていただきたいと思います。

○安藤座長

ありがとうございます。

○直野委員

この概要版は、報道用に提供されることが目的ですか。

○東課長（人権文化推進課）

市民の方，例えば区役所のいろいろ情報を置いている棚とかに置くという，周知用ということが1つありますし，また，いろんな会合等で，こういう計画をつくったということで内容を簡単に説明させていただく場合などに使っていくというイメージでつくっております。

○直野委員

広報啓発用のパンフレットではないわけですね。

○東課長（人権文化推進課）

広報や啓発という意味も考えております。

○直野委員

もしそうなら，もう少しわかりやすくしないと。本冊は，読めばわかるんだけど，概要版のほうは，どうしても概要なので説明不足になりますので，よほどうまくつくらないと，理解がしにくいと思うんです。広報啓発用としては，これではしんどいんじゃないかなという気がするんですけど。

○東課長（人権文化推進課）

基本的には，計画のアウトラインをこれで見えていただいて，より深めていただく場合には本冊を見ていただくという，取っかかりの部分でと思っております。

○安藤座長

ただ，文章というのは，書いた本人が頭で考えていることと，読むほうが受け取るときと，必ずしも同じ条件じゃないので，今おっしゃっているのは，概要版を読んだら，詳しいものを読もうという気になるような書き方でないと，概要版を読んで，こんなうさいのやったら，本冊は読まんでもいいと思われなように，多少，全部含まなくてもいいから，取っつきやすい形で概要版をつくってほしいという意味だろうと思います。

○東課長（人権文化推進課）

これをつくったときに，今の計画からポイントとなる部分を抜き書きしたような形で構成しました。イメージとしては，言葉等は易しくするという感じですか。

○直野委員

広報啓発に重点を置くなら，プロの方に，プロというか，役所の中にもプロの方がいるだろうと思うけど，もっとわかりやすくというか，パンフレットをつくる気持ちでつくらないと。概要版は，要するに本文から文章を引っ張り出してつくってますよね。それだと，やっぱり，概要版だけを読んでもわからないんですよ。だから，この概要版を読んで，本文を読もうというのは，よほど人権意識のある方でないと，ちょっと読まないと思いますね。それだったら，最初から本文を読めばいいので。だから，本当に身近な生活の中で見てもらおうと，市民用に，市民の方がぱっと目を引く，キャッチアイのあるものをつくる，なかなか難しいとは思いますが。予算もあるから難しいかもしれないけど。ただ，これでは，やっぱり，読まないと思いますよ，おそらく。

○安藤座長

だから、要するに本文から引っ張り出して、それを全部入れようと思うから、通りにくくなるので、それも相当省いて、要旨だけがずっと頭に入るようなつもりで、概要版はつくったほうがいいんじゃないか。

○直野委員

むしろ、市民にとって人権を意識するときというのは、自分が人権侵害をされたとか、あるいは、自分の子どもがいじめに遭っているとか、隣の人が何とかというときに人権を非常に意識するのであって、そのときは、やっぱり、このパブコメでも言われているように、どこに相談したらいいのかとか、そういうことのほうが必要なんですよ。市の計画がこんなんですよということが、これは必要ですけど、そんなことよりも、具体的なほうが、やっぱり、必要なですよ。だから、そこへ結びつくような啓発パンフをつくるほうが、僕はいいと思います。

○東課長（人権文化推進課）

これ自体は、計画の概要版となっていますので、計画の中身についてお知らせしたいというのがまず第1にありまして、今言っていたのは、例えば相談機関のまとめたものとかは別で、それはそれとしてつくっていいとは思っているんです。でも、ここでは、まず、こんな計画なのですよという内容をざっくりつかんでいただけたらなという思いでつくっております。

○直野委員

だから、それは、報道機関へ発表するときとか、あるいは、会合とか研修会でこんなにつくりましたよと説明するときに、これを使ったらいいと思いますのでね。だから、あんまり市民を意識してはないなという気が。別に2本建てでいいんですよ、それがいいとは言わないけれども、市民向けには、そういう点に留意されたやつをつくられたほうがいいですねと。

○表委員

9ページにある、さっきおっしゃった京都市人権相談マップというのは、まだできていないということですか、現状では。

○東課長（人権文化推進課）

ございます。毎年修正を加えながら、毎年1回、その年のマップを発行しております。

○表委員

それをこの推進計画と結びつけて変えていく、改善していくということですか。それはそれで充実させていく。

○東課長（人権文化推進課）

そうです。

○表委員

そうですか。この推進計画と結びつけて、マップをつくって、そして同時に発表した

ら、広報にとして効果的じゃないかなと思うんですけども。

○東課長（人権文化推進課）

今の御意見をお聞きしていて、人権相談マップとか、人権情報誌も出していますので、それを事例として、こういうものを見てもらったら、より役に立ちますということを載せるということも見やすさの1つかなと思いました。

○安藤座長

我々の仕事だと、論文の概要版をつくれと言われると、非常に難しい。これは、論文の筋をわかってもらうようにする。細かい論証のところなんかは、本文に任せるといいか。ですから、大筋に当たる、例えば今回の策定で力点を置いたところとか、あるいは、新しい案の特色とか、そういうものを中心に書かれたら。あとは本文を見てくださいうことでいいので。あんまり概要を忠実にやろうと思うと、確かにそれは、短いところへいろんな内容を盛り込まないといけないから、文章は難しくなると思います。それより、新しい案で特に目指したこと、古い計画と比べて違っている点、それを強調して、そういう点に注意しながら、新しい全体像を読んでくださいというほうが、むしろここで意図されている概要版の役割は果たせるのじゃないか。

○東課長（人権文化推進課）

ありがとうございます。市民の方に見ていただくというのが1番でございますので、今、座長からお話がありましたような、今回特に新しくできたところ、あるいは、力を入れているところを中心に、手を加えていきたいなと思います。また、見せ方という面では、これも版下をつくって業者でやってもらいますので、見やすさという面でも工夫していきたいと思います。ありがとうございます。

○安藤座長

ほかに御意見はありますか。こういうふうに一般的に議論して、それで全体をさしていくという手順でいいのですか。それとも、章ごとに分けていくのか。

○東課長（人権文化推進課）

これまでずっと議論を積み重ねていただいた上での最終の場でございますので、全体で見ていただいたらと思います。

○安藤座長

そういうことですので、全体のどこでもいいので、あるいは、全体的な視点でもいいので、とにかく今あるものをよりよくするために、ここはこうしたほうがいいんじゃないかという御意見があったら、お願いします。

○岡田委員

資料5の27ページの「安心して働き続けられる職場づくり」の、主な課題の8行目あたり、低経済成長による働く状況の変化やいわゆるブラック企業による若者の「使い捨て」などが大きな社会問題になっている、若者だけではなくて、あらゆる年齢層の人々が使い捨てさせられている、働く人にとっては非常にひどい部分がありますよね。その

上、先週末に京都労働局が５年間にわたって労災保険が給付された事故の加害者に対して、２億１，５００万円の賠償請求の手続を怠っていたということがやっと公表されているんですね。ですから、この５年の間の治療費とか休業補償費などを請求することを怠っていた。そういうことがやっと、５年間分のことが公表されているわけですね。それで、２０１３年の京都市の市民意識調査の中でも、働く人の人権というか、働く条件がひど過ぎて使い捨てさせられているというのも当たり前のように、使い捨てさせられているような状態が、ごくわずかな、少数人数分だけは正社員として本社採用とか何か、そういう大企業の中にばかり通っていて、そうでないのは使い捨てさせられていると、こういう状況を踏まえて、京都労働局が非常に、こんな５年間も怠慢だったということもありますように、京都市は、そうじゃないんだと、京都労働局みたいじゃなんだとあらわす意味でも、ひどい企業、例えばブラック企業とか、この２７ページの主な課題のところであったように、女性に対する差別とかしている企業名は公表するとか、そういうことをしていかないと、やりたい放題のような状態が世の中起きていると思うんですよね。だから、ワーク・ライフ・バランスという非常にオブラートで包んだような、絵に描いたもちのようなことを言っているのではなくて、現にやっている、人権を侵害しているというか、人権をないがしろにしている企業の働き方に対しては、やっぱり、何とかもっと、法律を犯している企業に対しては、はっきりとやっていく方向が必要なんじゃないかなと思うんですけれども、この推進計画とは離れていて申しわけないのですが、どう考えたって、使い捨てされているという人がすごく増えていて、京都府は全国でワースト３の非正規雇用人口になっていますので、京都市が人権侵害されていないという１つの動きとして、法律を犯している企業を公表していただきたいなという希望があります。

以上です。

○安藤座長

ありがとうございます。課題だから、例えば若者のところを労働者一般にするとか、それから、大きな社会問題になっており、それをいかに是正するか、改めるか。そうですね、大きな社会問題となっており、その是正が喫緊の課題になっていますと。そうすると、多少ともここでおっしゃったことに近づけるといえますけれども。そのブラック企業の全般的な処理というのは、これは京都府、市も含めて、全国的な問題だろうと思いますけれども。

○表委員

今の御指摘で、ちょっと違うんですけれども、気がついたんですが、この２７ページの職場づくりのところで、前回の審議の結果、職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせであるマタニティ・ハラスメントも問題になっているということを入れていただいたんですけど、「こんな場合どうすれば…」のところに、マタニティ・ハラスメントの相談窓口が改めて記載されていないので、これを、このパワーハラスメントの次を書くか、

あるいは、ウィングスでそういう相談をされているのであれば、書き加えていただければよいのではないかと思います。

○安藤座長

パワーハラスメントに関して、マタニティ・ハラスメントをどういうふうに併記するのか、別のほうに立てるのかという問題だろうと思います。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

男女共同参画推進課でございますが、マタニティ・ハラスメントの市民の皆様からの御相談につきましては、それだけ特化してウィングスのほうで受けているわけではございませんが、一般的な御相談を受ける中で、マタニティ・ハラスメントの相談についてもお受けをして、場合によったら、必要な機関を紹介したりしているということがあります。ですから、ウィングスで相談をしていただくという部分の一文をどこかに入れるというのは、可能かとは思いますが。

○直野委員

相談機関で思い出したんですが、いろんなところが相談の窓口になっていますよね。民間もあれば、NPOみたいなところもあるし。載せられるのは、多分そこそこ信頼性の高いところとか、あるいは、お役所関係だと思んですけど、ワンストップみたいな、1つの窓口でいろんなものを紹介できるようなところは市の中であるんですかね。例えば個別に、特殊なケースが結構あるじゃないですか。そういう場合に、お役所でないどこどこかいうことを案内してあげられるような窓口、あるいは、そこで相談すれば、すぐにすつといけるような窓口というのかな、というのはないんでしょうか。

○東課長（人権文化推進課）

そういうトータルでということはないですけども、それぞれ専門の相談の機関に御相談があった場合に、ちょっと違うジャンルの別の相談機関のほうがふさわしいというときには、適切にそちらのほうへつなげられるように連携を図っているところでございます。ここに挙げていますのは、公的な機関の相談窓口を書かせていただいております。市だけではなくて、法務局で人権相談をやっておりますので、そちらのほうとも情報交換しながら、実際には進めております。

○直野委員

京都市に何でも相談とか何か、ありますか？

○東課長（人権文化推進課）

各区役所で、市民からの一般的な相談というのはまちづくり推進課で受けまして、関係機関につなげるというような形で、一番身近な区役所ということで、市政相談という形でやっております。

○直野委員

人権何でも相談みたいな総合窓口はあってもいいような気がします。人権に関する相談というのは非常に幅広いでしょう。例えばこの問題だったら京都弁護士会に行ったほ

うがいですよとか、あるいは、それこそ人権擁護委員会のほうがいいのかという場合もあるだろうし、いじめから何から、非常に幅広いから、そういうことを周知徹底する、広報することも必要なんだけど、どこかで受けて、適切に相談窓口を指示してあげられるような窓口ですね。犯罪被害者なども、実際に活動するときになったら、京都犯罪被害者支援センター、私はその理事もやっているんだけど、そこに行く、あるいは、府警経由でそこを回るとかあるから、そういうところを設けられるほうがいいんじゃないかという。希望ですけども。

○安藤座長

これも自治体のサイズによるんですけど、私、滋賀県民で大津市民でもあるんですけど、大津市なんかは、せいぜい人口30万そこそこだから、これは1階入ってすぐ市民相談、とにかくそこへ行けば、ここへ行ったらという振り分けはできますので、京都の場合は、おそらく区役所がある程度それを受け持っているんだろうと思いますけど、河原町御池まで来てというのは、京都市も広いから大変なので、まず区役所。区役所でそういう一般的なところがあれば、市民の相談は受けられると思いますけれども、やっぱり、専門性を持たないと。ですから、もっと小さい、例えば兵庫県川西市なんかでは、週に、何曜日は弁護士の人が来るとか、診療士の人が来るとか、そういう形で対応できるようにしているところもあります。京都市ほど大きくなれば、それがいろんなチャンネルがある。人権関係では、どこへ行ったらどうという情報を区役所の窓口にも知っておいてもらうということは必要だろうと思います。

○直野委員

相談したい方とか、悩みを抱えている方というのは、最初の取っかかりが必要なんです。入ってしまえば、行けるんだけど、最初、どこに声をかけていいかわからないとかね。区役所に行けば窓口があるだろうとは思うんだけど、区役所にも行けないほどのことだってあるわけです。電話できちっとして、これだったらここですよというのがあればいいなと。

○安藤座長

人権110番みたいなのはないの？

○東課長（人権文化推進課）

法務局が、「みんなの人権110番」ということで全国共通の人権相談ダイヤルを設けています。とっかかりという意味では、そちらがそういえるかなと思います。

○安保委員

27ページのところですが、特に若年層がブラック企業の被害に遭っているところがあるので、用語のところは、「若者をはじめとする」とか、「労働者」とかを入れていただくのと、ブラック企業も何がブラック企業とか、定義づけとかがまだうわさとか口コミとかそういうところなので、京都市が全て企業の労働条件等をつかむというのは、なかなか難しいところがあるので、京都市の施策でそういうブラック企業対策ができる

というのは、なかなか難しいところかなと思いますが、座長のおっしゃるとおり、喫緊の課題であるとかいう形で入れていただいたほうがいいのかなと思います。

また、「安心して働き続けられる職場づくり」が、各重要課題の中で、この位置づけでいいのか、書く場所がもうちょっと上のほうに来たほうがよくはないですか。後で入れたので、一番後のほうになっているんですが、項目的に、もう少し上のほうに、少なくともこの「多文化が息づく」の次ぐらいのところの位置づけで書いていただいたほうが、おさまりが良い感じがするので、御検討いただければと思います。

○安藤座長

今、安保委員のおっしゃった順番は非常に大事なので、職場というのは全員の問題だから、これはしかるべき順序の場所に入れかえるということは、十分意味があることだろうと思います。

○表委員

47ページの、先ほども御指摘がありましたが、市民意識調査の結果についても、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、職場などにおけるいじめというのがすごく大きな割合を占めていたと思うんです。だから、私も先ほどの御意見に賛成です。

○木下委員

今のお話を聞いていまして、この時代というか、現代に合う重要性と関心の大きさとかいうので判断すれば、この安心して働き続けられる職場づくりというのは、3番目か5番目ぐらいに入ってくるんじゃないかなと私は思います。

○安藤座長

これは全体に関係する課題の大きな問題だから、担当課も悩まれると思いますけども、やっぱり、人権問題というのは、社会の変化において動きますから、少なくともそれに対応した順番、何でここにこれがあるんやと言われて、ちゃんと説明できるような理屈が大事じゃないかと思います。ごく一般的に言えば、やっぱり、その項目で影響を受ける人の数、それから問題の質ですね。そういうものを考慮した結果、この順番になりましたということが言えるように。人権は全ての国民、市民一人一人の問題という考え方がだんだん定着してきていますから、そういう目で見ても、納得のいく位置づけを考える必要があると。もちろん一般論で言うはやすいんだけど、個別になったら、これは大変しんどい問題だろうとは思いますが。

○東課長（人権文化推進課）

座長のほうから、理屈が大事という御指摘がございましたので、どういう形で理屈を立てて、どこに置くのが一番いいのかということを持ち帰って検討させていただきたいと思っています。

○安藤座長

あと30分ぐらいはありますけれども、これが最後の機会ですので、大小かわらずお気づきの点があったら。

○石元委員

細かい点なのですが、6 ページの用語説明のところです。3 番目のジェンダーの用語説明についてですが、下から 2 行目、「社会的・文化的に形成された性別のこと」となっているのですが、「性差」のほうがいいように思います。いわゆる文化的につくられた男らしさ、女らしさ、男はこうあるべき、女はこうあるべきというような枠組みですので、性別というより、性差のほうがいいと思います。

それと、セックスのところも、「人間には生まれつきの生物学的性別」、これも合わせて「性差」にしても意味は通じると思います。要するに、肉体的な男、女の差というような意味合いですので。ただ、最近はこの生物学的な性差も、文化的、社会的につくられたんだという指摘が多いです。でも、用語説明ですので、性差にしてはどうかと思います。

それから、最後の一文ですが、7 ページに行きまして、「社会的・文化的につくられた性別は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。」という、これはあまり意味がとりにくいので、用語説明を読んでも迷うようなことがあるのはよくありませんので、この最後の一文はなくてもいいように思いました。

○安藤座長

ありがとうございます。

○東課長（人権文化推進課）

今の部分は、出典先がありますので、そこを確認した上で、必要な修正をさせていただきたいと思います。

○安藤座長

これは難しい問題、世界人権宣言を条約にした国際人権規約の、日本ではB規約と言ってますけど、市民的及び政治的権利に関する国際規約。そこでも、ファミリーを定義するときに、男女と未成年者が社会の最小単位、基本的な単位であるということが言われているので、これは、いわゆる性的マイノリティにしたら、いや、そんなことはない、今、家族の概念そのものが非常に多様化してきていると。ですから、定義というのは、ある意味で、そういう将来の変化も予測に入れて定義をつくるというのは難しいので、今まである状況が1つの核になる、それはやむを得ないんですけど、ただ、運用の点では、なるだけ社会の実態に合うようにしていくという。それは、最初の前文の中で何となく触れたほうがいいのかもかもしれませんね。定義とか、そういう難しい言葉ではなくて、人権というものは、社会とともに動くので、それに対応することが必要であるとか、そういうのが入っていると、全体に非常に楽になると思います。

人権と民主主義というのは、ものすごくつながった問題なんですけども、「アラブの春」と言いながら、結局、全員で選挙したら、イスラム系の主張が非常に強い党に票が集まる。その結果、例えばエジプトでも、女性差別というものがぶり返す。女性は、自分らが半世紀かかって築いてきたものが、そういう民主主義の名前で崩されるというの

は許せない。ですから、人権というのは、多数意見を尊重していれば、それでいいと必ずしも言えないので、やっぱり、絶対的でもないけど、ある基準で、これは世界人権宣言がいいと思うんですけれども、性による差別はいけないということが大原則のうちに入っているから、女性だから教育を受けなくてもいいというような理屈は全くないというのは、マララさんが言うとおりです。そういうのは、社会の慣行なり特定の宗教なりの規範と矛盾する場合があっても、やっぱり、制度として定着させていかないといけない。それは、京都市の人権に関する計画をつくる時も、基本的にはそういう考えは、日本の場合はそれは行き着いているから、特に問題はないんでしょうけれども、ただ、ずっとやっていくと、人は一人一人違うから、個性を尊重すると。だから、共通部分がだんだんなくなってって、一人一人の個性を大事にする。そうすると、ばらばらの社会になるけれども、そうじゃなしに、基本的な個々人に認められた価値はあるので、それ以外のところでの違いは、お互い尊重しましょう。そういう意味では、全体としては、大枠はあるんだけど、しかし、その大枠を崩さない範囲では、一人一人の個性を尊重していきましょう。私、いろいろやってきて、人権というのは、結局そういうことを目指しているのかなという気がします。それは、京都市が人権を考える場合の1つのバックボーンとして、文章化する必要はないんですけども、考えておくと、個別問題が出てきたときに、解消のためのかなり広い指針になると思います。だから、違いを尊重し合う、共生社会というのは、そういうことが出てくる概念ですね。

時間を全部使う必要はないので、終わりましたら、私の役割も終わるので、最後、これだけは言いたいということがありましたら、お願いします。

○岩渕委員

これだけは言いたいというような中身は全くないんですけども、13ページの用語説明のところなんですけど、地域包括支援センターの説明のところに、「必要な御相談をお受けするために」という、非常に丁寧な表現がしてあるんですけど、「必要な相談を受けるために」でいいのかなという気はしています。

それから、17ページの上から7行目、（共生社会の実現に向けたネットワークの充実）のところで、「障害当事者、その御家族」の「御」は要るのかなと。「こんな場合はどうすれば…」というところは、お住まいのとかそういうところは全体にそういう表現になっているので、特に違和感はないんですけども、上のほうの「御」は要らないのではないかなと思いました。

○安藤座長

敬語は難しいですね。

○安保委員

13ページの用語説明の「成年後見制度」には、財産管理と契約行為しか書いてないんですけど、成年後見は、財産管理と身上監護をするので、そこが抜けている。成年後見制度の説明のところに加えていただければと思います。

○東課長（人権文化推進課）

わかりました。ありがとうございます。

○木下委員

先ほど岩渕先生がおっしゃったこと、私もどうかなと思っておりました。

それと、もう1点、ちょっと教えていただきたいんですが、9ページの真ん中辺に、（ニート、ひきこもり）とあるんですけど、これは、「ニート、ひきこもりなどの困難な状況にある子ども・若者」とありまして、こういうのは、困難な状況というのかなと。これはどういう状況かなと思うのと、8ページに、「主な課題」の四角の4番目に、「ニートやひきこもりなど、社会生活を営むうえでの困難を有する子ども・若者」というふうに書いてありますので、これと関連して理解したらいいのかなというふうに。それでよろしいのでしょうか。

それと、「など」という言葉があるんですが、「など」と「等」の使い分けというのは、どのように考えたらいいのかなというふうにちょっと思いました。

○東課長（人権文化推進課）

1番目のニート、ひきこもりについては、両方を、今挙げられたところを合わせたほうがいいのではないかという御指摘ですか。

○木下委員

いや、そういうことではなくて、8ページに書いてあることを理解した上で、この困難な状況というのを理解すればよろしいんですか。

○東課長（人権文化推進課）

そうです、課題があって、施策の在り方という順番で流れていきますので、課題と施策ということで見ていただけたらと思います。

○木下委員

ニート、ひきこもりなどとなっております、ニート、ひきこもりのほかにどのような状況を想定されているのかと思うんですが。

○東課長（人権文化推進課）

ニートやひきこもりのほかに、「など」ということで、例えば就職ができない、就職率が低くなっていて、なかなか仕事につけないというような、貧困にもつながるかもしれないんですけれども、そういう面などもあるのかなということで、ちょっと幅広く書いています。

○木下委員

平仮名で「など」と書いておられるところと、漢字で「等」と書いておられるところの使い分けがもしあれば。

○東課長（人権文化推進課）

文章の流れの中で、「など」と読んでいただきたいところと、「等」で読んでいただくようなところで、感覚的でうまく説明できないんですけれども、使い分けています。

○木下委員

「等」と読むよりは、「など」と読んだほうがわかりやすいということで、そこははっきり読むように書いてあるという。

○東課長（人権文化推進課）

そういう意味です。

○木下委員

はい、わかりました。

○直野委員

「等」は、条例とか法令、法律とかで使うときは「等」ですね。

○東課長（人権文化推進課）

そうですね。

○直野委員

「など」は、一般的に。新聞では、「等」は使わないです。平仮名ですね。

○安藤座長

もうございませんか。

もうと言っても、もう5分しかないんですけど。

それでは、いろいろ大小、いろんな点にわたっても御提案いただいてありがとうございます。あとは市のほうで文章化、まとめていただけるものと思っております。

それでは、いろいろ委員の皆さん、御苦労さまでした。この辺でマイクを市のほうへお返しします。

○吉川市民生活部長

安藤先生、議事進行どうもありがとうございました。

本日も委員の皆様からたくさんの御意見をいただき、本当にありがとうございました。本日いただいた貴重な御意見を踏まえまして、次期計画を策定していきたいと考えております。

今後の予定といたしましては、本市内部での決裁行為を経まして、2月下旬ごろに次期京都市人権文化推進計画策定に関する広報発表をさせていただく予定としております。その後、製本、印刷した後、3月中旬ごろには各区役所・支所、図書館等において配布する予定としております。また、今後、新しい計画に基づく新年度の事業計画を策定してまいります。この懇話会を、次回は3月下旬ごろに開催し、平成27年度の事業計画につきまして、御報告をさせていただく予定としております。懇話会の日程につきましては、後日、日程調整をさせていただきますので、またよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の人権文化推進懇話会につきましてはこれで終了とさせていただきます。本日は、大変お忙しい中、長時間誠にありがとうございました。